

## 速報！平成24年度税制改正案

### 【相続税・贈与税】《参考文献「平成24年度税制改正大綱」P32～33、41、7》

#### 改正案

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の通りに見直す。  
(1)非課税限度額を次の通りとする。ただし、東日本大震災により住宅用家屋が滅失等した受贈者については、贈与を受けた年にかかわらず、一律1,000万円(省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋は1,500万円)とする。

贈与を受けた年	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成24年	非課税限度額 1,500万円	非課税限度額 1,000万円
平成25年	非課税限度額 1,200万円	非課税限度額 700万円
平成26年	非課税限度額 1,000万円	非課税限度額 500万円

- (2)適用対象となる住宅用家屋の床面積(現行50㎡以上)を、東日本大震災の被災者を除き、240㎡以下とする。  
(3)平成24年1月1日から26年12月31日までの間に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。  
2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を、平成26年12月31日まで3年延長する。  
3. 相続税の連帯納付義務について、申告期限等から5年を経過した場合(申告期限等から5年経過時点で連帯納付義務の履行を求めているものを除く)、納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合は、連帯納付義務を解除する。この改正は、平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税と、同日において滞納中の相続税について適用する。  
4. 平成23年度税制改正で積み残しとなった「相続税・贈与税の改正(課税ベース・税率構造の見直し等)」については、今後の税制抜本改革における実現を目指す。

### 【土地・住宅税制(所得税・法人税等)】《参考文献「平成24年度税制改正大綱」P47、18、19、32、39》

#### 改正案

1. 事業用資産の買換え特例の「長期(10年超)所有の土地等、建物等から国内にある土地等、建物等への買換え」について、適用対象となる買換え資産のうち、土地等の範囲を「事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されている、面積300㎡以上のもの」に限定する等の見直しを行った上、適用期限を平成26年12月31日まで3年延長する。  
2. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例について、譲渡対価の要件を1.5億円(現行2億円)に引き下げた上、平成24年1月1日から25年12月31日までの間に行う居住用財産の譲渡について適用する。  
3. 居住用財産の譲渡・買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限を、平成25年12月31日まで2年延長する。  
4. 認定省エネルギー建築物(仮称)のうち認定住宅に係る住宅ローン控除を新設し、住宅借入金等の年末残高の限度額を平成24年入居分は4,000万円、25年入居分は3,000万円とし、控除期間(最長)を10年、控除率を1.0%とする。  
5. 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置について、軽減税率を見直した上、適用期限を平成27年3月31日まで3年延長する。  
6. 不動産取得税の宅地評価土地の課税標準を固定資産税評価額の1/2相当額とする特例と、住宅及び住宅用地の取得に係る標準税率を3%とする特例の適用期限を、平成27年3月31日まで3年延長する。

### 【法人税制・中小企業税制(法人税等)】《参考文献「平成24年度税制改正大綱」P43》

#### 改正案

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を、平成26年3月31日まで2年延長する。  
2. 交際費等の損金不算入制度(中小法人に係る損金算入の特例を含む)の適用期限を2年延長し、平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度までとする。

### 【個人所得課税(所得税等)】《参考文献「平成24年度税制改正大綱」P17～18、66》

#### 改正案

1. その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額は、245万円の上限を設ける。この改正は、平成25年分以後の所得税及び平成26年度分以後の個人住民税について適用する。  
2. 勤続年数5年以下の役員等が支払を受ける退職手当等のうち、役員等の勤続年数に対応するものに係る退職所得の課税方法については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置を廃止する。この改正は、平成25年分以後の所得税と、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に係る個人住民税について適用する。  
3. 各年12月31日現在で時価5,000万円超の国外財産を保有する個人(居住者)に対し、保有する国外財産に係る調書の提出を義務付ける制度(罰則付き)を設ける。